

○農地等災害復旧事業補助金交付要綱

昭和63年3月22日
告示第283号

平成18年5月15日農建第89号改正

平成27年4月1日農建第1号改正

令和3年10月25日農林水第348号改正

(目的)

第1 農業の維持を図り、農業経営の安定に寄与するため、市町村、土地改良区又は知事が適当と認める団体が農地等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）の適用を受ける農地及び農業用施設に係る災害復旧事業をいう。以下同じ。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補 助 額
1 その年の1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受け、法第3条第3項の規定の適用を受ける農地等災害復旧事業を行う場合に要する経費	次により算出した額の合計額以内の額 1 当該事業に要する経費から農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定措置法施行令」という。）第5条第1項第1号に定める額を減じた額の100分の50（農業用施設に係るものにあつては、100分の65）に相当する額 2 暫定措置法施行令第5条第1項第1号に定める額から同条第2項に定める額を減じた額の100分の80（農業用施設に係るものにあつては、100分の90）に相当する額 3 暫定措置法施行令第5条第2項に定める額の100分の90（農業用施設に係るものにあつては、100分の100）に相当する額

経費	補助額
<p>2 その年の12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受け、法第3条の2第1項の規定の適用を受ける農地等災害復旧事業を行う場合に要する経費</p>	<p>農地及び農業用施設ごとに、当該事業に要する経費に、当該3年間の災害に係る農地等災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害がその年の1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、1に掲げる農地等災害復旧事業に対する補助額の例により算出した補助額に相当する額（以下「1項補助額相当額」という。）をその事業費の総額で除して得た率（小数点以下第4位は、四捨五入するものとする。）を乗じて得た額（その額が1項補助額相当額以下である場合にあっては、1項補助額相当額）以内の額</p>
<p>3 1及び2に掲げる農地等災害復旧事業以外の農地等災害復旧事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の100分の50（農業用施設に係るものにあつては、100分の65）に相当する額以内の額</p>

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項の適用を受ける農地等災害復旧事業に対する補助額は、前項の規定にかかわらず、同項の補助額に次に掲げる額を合算した額以内の額とする。

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。）第16条第1号イに定める額の100分の70に相当する額
- (2) 激甚法施行令第16条第1号ロに定める額の100分の80に相当する額
- (3) 激甚法施行令第16条第1号ハに定める額の100分の90に相当する額
（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 施行箇所ごとの工種（農地にあつては田、畑及びわさび田の区分、農業用施設にあつてはため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設及び防災ため池の区分をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の変更又は廃止
- (4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30パーセントを超える増減
- (5) 施行箇所ごとの工種別事業費の30パーセントを超える額の増減
- (6) 施行箇所ごとの工事費から工事雑費又は事務雑費への流用

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第4の2 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受けるに対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業実施状況報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在における補助事業の実施状況を翌年の1月10日までに、農地等災害復旧事業実施状況報告書(様式第8号)により、所管する広域振興局長に報告しなければならない。

(前金払)

第6 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、農地等災害復旧事業補助金前金払請求書(様式第9号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(着手届及び完了届)

第7 補助事業者は、補助事業に着手したとき、及び補助事業が完了したときは、速やかに農地等災害復旧事業着手(完了)届(様式第10号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

前 文(抄)(昭和63年3月22日告示第283号)

昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成18年5月15日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年10月25日から施行する。

別表（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定 による書類	農地等災害復旧事業補助金 交 付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 工事年度割表	第1号 第2号 第3号 第4号	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項 第1号、第2号及 び第3号の規定に よる書類	農地等災害復旧事業変更 (中止、廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 工事年度割表	第5号 第2号 第3号 第4号	1部 1部 1部 1部	変更(中止、廃止) の理由の生じた日 から15日以内
規則第13条第1項 の規定による書類	農地等災害復旧事業補助金 請求(請求)書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 取得財産調書 4 残材料調書	第6号 第2号 第3号 第7号 第7号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。

様式第1号（別表関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市町村長 氏 名
〔所在地
名 称
代表者 氏 名〕

農地等災害復旧事業補助金交付申請書

年災害による農地等災害復旧事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

備考 施越工事地区の補助金交付申請の場合は、「実施したいので」を「 年 月 日付指令 地 第 による指令前着工の承認を得て実施したので」と記載すること。

備考1 区分欄には、農地又は農業用施設の別を記載すること。

2 事業量欄は、次により記載すること。

① 農地にあつては、田畑別面積（ha）を記載し、畦畔を含むものについては、畦畔延長（m）を括弧書きで並記すること。

② 農業用施設にあつては、施行延長（m）を記載し、ため池、頭首工、揚水機及び橋梁については、箇所数（箇所）を括弧書きで並記すること。

3 前年度以前に実施した事業に対応する補助金の交付を申請する場合は、当該補助金額を本年度の県補助金欄に括弧書きで外数で記載し、備考欄に次の算式を記載すること。

（前年度までの事業費×補助率）－前年度までの受領補助金

4 事業の実施に当たり、他の法令により許可又は認可を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けたことを証する書類を添付すること。

5 共同施行者の場合は、その代表者が正当な権限を有することを証する書類及び事業の実施に関する決議書又は同意書の謄本を添付すること。

様式第3号（別表関係）

収支予算（精算）書

1 収支の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
農地等災害 復旧事業費	円	円	円	円	
計					

様式第4号（別表関係）

工事年度割表

災 害 名		年 災 害			事業主体名									
番 号		工 種	総 額			前年度まで			本 年 度			翌年度以降		
地区	箇所		事業量	事業費	県補助金	事業量	事業費	県補助金	事業量	事業費	県補助金	事業量	事業費	県補助金
				円	円		円	円		円	円		円	円

様式第5号（別表関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

農地等災害復旧事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった
年災害による農地等災害復旧事業について、次のとおり変更（中止、廃止）した
いので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

理由

備考 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第6号（別表関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市町村長 氏 名
〔所在地
名 称
代表者 氏 名〕

農地等災害復旧事業補助金請求（精算）書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった
年災害による農地等災害復旧事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、
関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

補助金交付決定額 金 円

前金払受領済額 金 円

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第9号（第6関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

農地等災害復旧事業補助金前金払請求書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった
年災害による農地等災害復旧事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のと
おり請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前回までの受領済額	金		円
今回請求額	金		円
差引残額	金		円

理由

